

河川の占用等における審査基準

- 1 この審査基準は、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第24条又は第25条の許可をするために必要な事項を定める。
- 2 法第24条（土地の占用の許可）の審査基準について
 - (1) 河川区域内における土地の占用の許可を行うに当たっては、「河川敷地の占用許可について」（平成11年8月5日付建設省河政発第67号建設事務次官通達）により審査したうえで許可を行うことができるものであること。
 - (2) 河川管理者は、次に定める者に対し、許可をしてはならない。
 - ア 河川の占用等における暴力団の排除に関する要領（平成25年5月31日施行）第2条第6号に掲げる排除措置対象者
 - イ 詐欺その他不正な手段により許可業務を妨害した者
 - (ア) その他不正な手段の例示（以下同様とする。）
 - a 職員に脅迫的な言動をした者又は暴力を用いた者
 - b 虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いた者
- 3 法第25条（土石等の採取の許可）の審査基準について
 - (1) 河川区域における土石等の採取の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで許可することができるものであること。
 - ア 河川管理施設若しくは許可工作物を損傷し、又は河川の流水に著しい汚濁を生じさせるなど、河川管理上著しい支障が生じるものではないこと。
 - イ 申請者の事業計画が妥当であるとともに、当該土石等の採取を行うことについての関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。
 - ウ 砂利等の採取については、「砂利等採取許可準則」（昭和41年6月1日建設事務次官通達）及び和歌山県河川砂利採取許可方針（平成25年4月1日付河第1号県土整備部長通知）によること。
 - エ 竹木、あし、かや、埋もれ木、笹、じゅん菜その他の産出物については、その採取に係る地域の慣行や、慣行に基づく権利性の度合いを考慮すること。
 - オ 河川管理者は、次に定める者に対し、許可をしてはならない。
 - (ア) 河川の占用等における暴力団の排除に関する要領（平成25年5月31日施行）第2条第6号に掲げる排除措置対象者
 - (イ) 詐欺その他不正な手段により許可業務を妨害した者

附 則

この審査基準は、平成25年5月31日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成25年6月10日から施行する。